

## 舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

### 1 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の導入

公職選挙法の規定により、有権者が候補者の政策等を知る機会を確保するため、候補者は選挙運動のためのビラを頒布できる。

これらビラについては、条例で定めるところにより、その作成に係る費用を公費で負担することができる。

- (1) 候補者は、(3)に定めるところにより算定した金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成可能(選挙の結果、供託物を没収されない場合に限る。)【**新の第6条関係**】
- (2) 選挙運動用ビラを無料で作成しようとする候補者は、ビラ作成業者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会が定めるところにより、その旨を選挙管理委員会に届出【**新の第7条関係**】
- (3) 舞鶴市は、候補者がビラ作成業者に支払うべき金額のうち、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(※を限度)に当該選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額を、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払【**新の第8条関係**】

※選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額

1枚当たり	8円38銭
-------	-------

#### 《参考》

候補者1人当たりの公費負担限度額

- ・市議会議員選挙：8円38銭×4,000枚＝33,520円
- ・市長選挙：8円38銭×16,000枚＝134,080円

### 2 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の改定【**第11条関係**】

	(改正前)	(改正後)
印刷費(1枚当たり)	541円31銭	586円88銭
企画費	316,250円	同左

#### ○施行期日等

- ・施行期日 公布の日
- ・適用区分 改正後の規定は、施行期日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行期日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例

## ◎選挙運動用ビラの概要 **[公職選挙法及び同法施行令に規定]**

①頒布できるビラ	市選挙管理委員会に届け出たビラで、1枚刷りのもの(印刷した1枚の紙を二つ折りや三つ折りなどの状態にしたものも含む。)
②種類	候補者1人につき、2種類以内
③枚数	候補者1人につき、 市議会議員選挙にあつては4,000枚以内、 市長選挙にあつては16,000枚以内
④規格	29.7cm×21cm(A4判)以内
⑤必要な記載事項	ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所(印刷者が法人であるときは、法人の名称とその所在地)の記載が必要
⑥記載内容等	虚偽事項や利害誘導等の罰則に触れるような内容の記載は不可(両面印刷や色刷りも可能。紙質についても特段の制限はなし。)
⑦頒布できる期間	立候補の届出後から選挙期日の前日まで
⑧頒布方法	4つの方法に限定 ・新聞折り込み ・候補者の選挙事務所内 ・個人演説会の会場内 ・街頭演説の場所 ※郵送による頒布や各戸へのポスティングは不可
⑨頒布時の留意事項	市選挙管理委員会が交付する証紙をビラに貼付